

# 茨城の教育

## 茨城県高等学校教職員組合第95回定期大会・書面決議成立

茨城県高等学校教職員組合  
水戸市平須町番93

Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

てほしい。

### ○特別支援学校に関して

①特別支援学校教育環境整備計画への改善案を組合でまとめるべき。県全体を見通した要求は、組合でしかできない部分も大きい。

②県立特別支援学校環境整備計画が発表になり、その内容が主に増築であることにより、過大過密状況が続く。友部は老朽化しているにもかかわらず立替えが明文化されていないなど、県の整備計画に大きな不備があることが明らかである。県南においては、つくば、伊奈の子ども人口が激増。つくばだけでなく県南全体を視野に新校設置。水戸地区は、茨城町、水戸市南東部に1校、鹿島鹿行地区に1校必要。水戸飯富、鹿島は過大過密であるばかりでなく学区が広大すぎます。つくばは知肢併設であるにもかかわらず教員配置数が知的校の基準であるため、教員数がかなり少ない。障害に



じた教員配置の要望が学校設置と同等に重要。コロナの陰に隠れて障害児学校は問題が山積しています。

### ○その他にも以下のような意見や要望が寄せられています。

①カウンセリングの対応が必要な生徒が増えている。スクールカウンセラーの常駐を要求したい。

②定年制延長法案が延期になったことから、依然不安である。教員によっては、年齢による衰えはぬぐえず、できれば近くの高等学校で勤務したい声もある。老年者は健康不安が増していることを前提に、定期異動方針を県に決めていただきたい。

③県知事の教育への介入を阻止する取り組みが必要だ。

④中高一貫教育の弊害を公にする必要がある。

⑤若手教員に大きな負担である官製研修の削減すべき。

⑥昨年度から導入された「きんむくん」に関しては、抜本的な超過勤務解消策を要求してほしい。

⑦教員の世代間でのバランスがとれないで、若手教員に負担が集中している。

職場でのパワハラ言動に悩まされている。といった早期対応が必要な切実な要求も挙げられ

ました。

また、先日茨高教組が発行した「働きやすい職場を作るための私たちの権利」のチラシを配布したところ、休暇関係が一覧になり分かり易くまとめられており、大変好評で掲示板にも貼ってくれた。という報告もいただきました。

各分会から寄せられた意見をもとに、今年度も方針に則って取り組みを進めていきます。



コロナ問題で、長時間労働の上限規制はどうなっていますか。月45時間・年360時間の県教委が決めた原則は守られていますか。原則を超えて働くことができるのは通常の仕事ではなく、突発的な緊急の仕事の場合だけです。

夏休みも通常と違って短くなりました。夏期休業中は、勤務しての仕事だけでなく、普段できない自主研修にも有効に取り組むべきです。

このような事態だからこそ、教特法で規定された職場を離れての自主研修を積極的に行うべきです。管理職は、「普段よりも短くなった夏休みですから、積極的に自主研修を行いましょう」と呼びかけていますか？

2020年度の茨城県高等学校教職員組合（茨高教組）第95回定期大会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による決議方式で行われました。

過半数を超える分会の賛成票を得て方針が確定しました。

今回の書面決議に際して、議案に対する質問や意見、職場で話題になっていることについて様々な意見が寄せられました。主な意見は以下の通りです。

### ○新型コロナウイルス感染拡大防止に関して

①分散登校で少人数学級での授業を経験したことから、やり易さを感じている教員が増えているようです。感染予防、密を解消するために、早期の少人数学級を要求する必要があります。

②昨年度の高校入試倍率からも、高校再編整備計画の見直しも含めた、少人数学級実現を要求する時期なのではないか？

③第2波に備えてカリキュラムの精選とオンライン授業の充実を図る必要があるのではないかと。

④各先生方が工夫して授業動画をYouTubeに配信したりしています。今後、動画配信を要望される可能性もあります。作成には倍以上の準備が必要で、負担を教員に押しつけられない方策が必要です。

⑤夏季休業期間中、猛暑の中、授業を実施することから、特別教室にも早急にエアコンを設置することが必要。

⑥校内施設の消毒作業による教員の負担軽減を早急に進めるべき。清掃指導する場の衛生用品が不足している。業者への委託などは考えられないか。

⑦長期休業等その他の状況に応じて適宜、在宅勤務ができるよう、働きかけてほしい。コロナ状況下で、業務のオンライン化、押印文化の改善、電子化を図ってほしい。あわせて、業務の簡略化を今まで以上に県に要望し

## 東海第二原発の再稼働の是非を問う県民投票条例案、県議会で否決

### 署名8万6703筆の重み

市民団体「原発県民投票の会」が、県議会で東海第二原発の再稼働の是非を問う県民投票の実現を求める署名活動に取り組んだのは、2020年の1月6日から3月6日までの2ヶ月間でした。市議選の関係で、期間が延長された地域もありました。

4月22日に「県民投票の会」は、44市町村ごとに各選挙管理委員会に総数9万899筆の署名を提出しました。その後、選挙管理委員会の精査があって、5月25日に8万6703筆の署名とともに、大井川知事に対し県民投票条例を直接請求しました。8万6703筆は直接請求に必要な有権者総数の50分の1（4万8662筆）の1.87倍に当たり、当然のことながら県議会にとっては、真剣に議論を尽くさなければならない民意です。

### 6月8日に県民投票条例案が県議会提案

6月8日に、大井川知事は県議会に県民投票条例案を提出しました。口頭での説明はなかったものの、条例案につけた意見書に「県民の意見を聞くには、県民投票を含め様々な方法がある。

慎重に検討する必要がある」と記述しました。県知事の提案の後で、共同代表である徳田太郎さんが意見陳述を行いました。

徳田さんは「私の意見陳述は、8万6703人の声を代表するものです。条例案は『いかにして民意をはかるのか』という政策決定の過程を問う議案です。一人ひとりが熟慮し、討議する機会が確保されることが極めて重要です」と述べられました。

### 1日だけの審議で、委員会採決

6月18日に、連合審査会が午前10時から夕方17時まで開催されました。県執行部説明と質疑に続き、茨城大学教授、資源エネルギー庁職員（1人）、原子力規制庁職員（4人）、東海村山田修村長、「県民投票の会」共同代表（3人）の5組10人の参考人に対する意見聴取と質疑がそれぞれ30分ずつありました。

参考人質疑の後に、参加していた政党支部から意見表明があり、採決の時に日本共産党の江尻加那県議から継続審議の動議が出されましたが、賛成少数で否決され、条例案の採決も賛成

少数で否決されました。各政党支部から条例案に対する賛成、反対意見は出されましたが、お互いに質問・議論しあうというようなことは全くありませんでした。

### 6月23日の本会議で、県民投票条例案否決

本会議の採決では、まず当該の委員長から委員会の議事の詳細な報告があり、議員の賛成討論、反対討論があって、採決になりました。

条例案に賛成したのは日本共産党の山中たい子県議、江尻加那県議、立憲民主党の玉造順一県議、無所属の中村勇太県議と本沢徹県議の5人でした。

採決は「挙手少数。よって本件は否決されました」の一言で決定しましたが、8万6703筆の署名の重みを考えるならば、少なくとも保留や反対の挙手を求めた上で、決定すべき内容です。

県議会のシムテムが、議員同士の議論を前提にしないことや



反対者が何もしない中で決定してしまうことになっていることに対して県民一人ひとりが問題意識を持つ必要があります。

民意をどのように県議会に反映させるかは、民主主義の基本です。残念ながら、県議会はそうならないことが、今回の県民投票条例で明らかになりました。

### 6月議会を振り返る

7月5日に、県民投票の会は「県民投票フェス9」を開催しました。シンポジウムの中で、自民党や公明党の反対意見が、①安全性の検証、②実行性ある避難計画の策定、③県民への十分な情報提供（3条件）がそろわない限り、県民の意見を聞く時期ではないということだったことに対して、常盤大学の吉田努教授は「3条件論は、県民投票実施の前提事項になり得ても、否決理由にはならない」と批判しました。

そもそも安全だと言えないから、避難計画がいつになってもできないから、十分な情報提供がされないから、県民の意見を聞いて再稼働の是非を決めるべきだと県民投票に署名した人は多かったはずです。

大井川知事が県民の意見を聞くと言いつつ、いつどのよう

ないことが一番の問題です。

日本原電は、東海第二原発の安全対策工事の終了時期を当初予定の2021年3月から1年9ヶ月延長し、22年12月に変更すると発表しています。安全対策工事終了が再稼働ということにならないのは言うまでもないことです。

県と6市村の同意がなければ再稼働できないことになっていますが、県民の同意が何よりも欠かせません。県議会で否決されても、民意に基づかない再稼働の決定は許されることはありません。

### 「働きやすい職場を作るための私たちの権利」

組合では、「働きやすい職場を作るための私たちの権利」というA4裏表のチラシを作成し、職場で配布しました。茨城県の条例で決められた教職員の休暇制度が正確に知らされず、結果的に権利を行使できない（しない）ことは大きな問題です。少なくとも、校長や教頭は権利を知らない教職員には正確に説明して、気軽に権利を行使できる職場にしていく責任があります。

休暇制度などの権利は働きやすい職場を作るためのものです。チラシをファイルに挟むなどしていつでも見られるようにして、権利を気軽に行使しましょう。